

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 富山地方法務局長 ○ ○ ○ ○ (以下「甲」という。)と○ ○ ○ ○ (以下「乙」という。)とは、次の条項によって健康診断委託契約を締結する。

(委託の業務)

第1条 甲は乙に、職員の健康管理に係る健康診断業務 (以下「委託業務」という。)を委託し、委託する業務は別添「仕様書」のとおりとする。

(対象者)

第2条 業務の対象者は、甲の指定する職員とし、委託された診断項目を実施する。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(費用)

第4条 本契約は単価による契約とし、各診断項目の単価料金は別紙のとおりとする。なお、消費税及び地方消費税は、請求時点で加算するものとする。

(結果通知及び検査)

第5条 乙は、委託業務終了後、その結果を遅滞なく甲の指定する健康診断票をもって甲に通知する。

2 甲は、通知書を基に委託業務履行の検査を行うものとする。

(契約金額の請求及び支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、業務を完了した数量の合計金額を、第4条に定める契約単価を乗じて算出し、甲に対し書面により請求するものとする。

2 消費税及び地方消費税の額の算定に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

3 甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

4 甲の責めに帰する事由により、前項に定める期間内に委託料を支払うことができないときは、支払期間満了の日の翌日から支払日までの日数に応じて、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件 (昭和24年12月12日大蔵省告示第991号) において定められた率の割合による遅延損害金を乙に対して支払わなければならない。ただし、甲が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(調査)

第7条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(権利、義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(委任、下請け等の禁止)

第9条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として委託業務の一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。

4 本条第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

(個人情報等の取扱い)

第10条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受ける

こと。

- (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
- (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（期限の延長）

第11条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により履行期限内に本件業務

を履行することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長の日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（契約解除及び損害賠償）

第12条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、それによりこの契約の義務の遂行に重大な支障が生じると認めるときは、何ら通知又は催告を要せず直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 履行期限までに委託業務を完了することができないとき又は完了する見込みがないと明らかに認められたとき。

(2) この契約の条項に定められた義務に違反したとき。

(3) 乙の責めに帰する事由によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 監督官庁から営業許可等の取消し、停止等の処分を受けたとき。

(5) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

(6) 破産、民事再生若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算手続に入ったとき。

(7) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

(8) 解散の決議をしたとき。

2 乙は、前項各号の事由によりこの契約が解除されたときは、別紙契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「契約予定金額」という。契約締結後に契約予定金額の変更があった場合には、変更後の契約予定金額）の100分の10に相当する額を違約金として、甲が指定する期限までに支払わなければならない。

3 乙が前項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

4 乙は、本条第1項各号に掲げる事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 乙は、甲の責めに帰する事由により、委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

6 甲は、本条第1項及び第5項の規定によりこの契約を解除したときは、委託業

務が完了した部分に対し算出した金額を乙に支払わなければならない。

7 甲が本条第1項の規定によりこの契約を解除した場合、乙は、甲に対し損害賠償その他名目のいかなを問わず、一切の金銭を要求することができない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第17条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第18条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第19条 甲は、第15条及び第16条の各号の一に該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(損害賠償)

第20条 甲は、甲の責めに帰する事由により解除した場合を除き、本契約の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が本契約の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、甲の責めに帰する事由により解除した場合を除き、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(保証金)

第22条 本契約に関しては、保証金を免除する。

(紛争の解決)

第23条 この契約に関連して訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所の訴訟手続によって解決するものとする。

(契約不適合責任)

第24条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、成果物の納期の日から追完が完了するまでの期間に応じて第11条第3項の規定に準じて計算した金額を請求することができる。この場合、甲は、当該請求のほか、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、

甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。

- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、成果物が本契約の内容に適合しないことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(協議)

第25条 本契約に明記されていない事項については、その都度、甲乙双方協議の上、決定するものとする。

(人権尊重努力義務)

第26条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 富山市牛島新町11番7号

支出負担行為担当官

富山地方法務局長

○ ○ ○ ○

乙 ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○

健康診断委託項目及び項目別料金

(一人当たりの単価：消費税及び地方消費税別)

(1) 定期健康診断((4)の対象者を除く)

①身体測定(身長、体重、視力、聴力)	金	円
②腹囲測定	金	円
③業務歴・既往症歴・自覚症状などの問診及び医師による診察	金	円
④胸部X線検査(直接)	金	円
⑤尿検査(糖、蛋白、潜血、ウロビリ)	金	円
⑥血圧測定	金	円
⑦血液検査(HbA1c)尿糖陽性者に実施	金	円
⑧心電図検査(安静時12誘導)	金	円
⑨胃の検査		
・胃部X線検査(直接)	金	円
・胃内視鏡検査	金	円
⑩血液検査	金	円
i)貧血(赤血球数(RBC)、ヘマトクリット(Ht)、ヘモグロビン(Hb)、白血球(WBC))		
ii)肝機能(GOT、GPT、 γ -GTP)		
iii)血中脂質(中性脂肪(TG)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール)		
iv)糖尿病(血糖)		
V)腎機能(尿酸(UA)、尿素窒素(BUN)、クレアチニン)		
⑪乳がん検査(マンモグラフィー)	金	円
⑫子宮がん検査(視診及び子宮細胞診)	金	円
⑬糞便潜血反応検査(ヘモグロビン精密測定2回法)	金	円
⑭肺検診(喀痰細胞診)	金	円
⑮文書処理料	金	円
⑯出張費用	金	円

(2) 情報機器作業従事者健康診断

金 円

- ①自覚症状、既往歴、業務歴、作業状況等の調査
- ②視力検査(遠視力・近視力)
- ③調整機能検査(近点距離・輻輳近点)
- ④屈折検査(オートレフラクトメーター)
- ⑤医師による診察(筋骨格系・眼位の検査)

(3) 特殊車両運転者健診	金	円
① 自覚症状（頭痛・腰痛・胃症状等）等の検査		
② 視力検査（遠視力・近視力・視野）		
③ 聴力検査		
④ 平衡機能検査		
⑤ 四肢運動機能検査		
⑥ 頸部及び腰部機能検査		
⑦ 血圧測定		
⑧ 医師による診察（筋骨格系・眼位の検査）		

(4) 定期健康診断兼特殊車両運転者健診

① 身体測定（身長、体重、視力、聴力）	金	円
② 腹囲測定	金	円
③ 業務歴・既往症歴・自覚症状（頭痛・腰痛・胃症状等） などの問診及び医師による診察	金	円
④ 胸部 X 線検査（直接）	金	円
⑤ 尿検査（糖、蛋白、潜血、ウロビリ）	金	円
⑥ 血圧測定	金	円
⑦ 血液検査（HbA1c）尿糖陽性者に実施	金	円
⑧ 心電図検査（安静時 1 2 誘導）	金	円
⑨ 胃の検査		
・ 胃部 X 線検査（直接）	金	円
・ 胃内視鏡検査	金	円
⑩ 血液検査	金	円
i) 貧血（赤血球数 (RBC)、ヘマトクリット (Ht)、ヘモグロビン (Hb)、白血球 (WBC)）		
ii) 肝機能 (GOT、GPT、 γ -GTP)		
iii) 血中脂質 (中性脂肪 (TG)、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール)		
iv) 糖尿病 (血糖)		
V) 腎機能 (尿酸 (UA)、尿素窒素 (BUN)、クレアチニン)		
⑪ 糞便潜血反応検査（ヘモグロビン精密測定 2 回法）	金	円
⑫ 肺検診（喀痰細胞診）	金	円
⑬ 文書処理料	金	円
⑭ 特殊車両運転者健診（視野測定、上肢腰部頸椎機能検査、平衡機能検査）	金	円